

全国各地で市町村合併について議論 なぜ今、合併なのか？

国の動き

現在、地方自治体の財源不足分は、普通交付税として全国地方自治体のほとんどが交付を受けています。これが一つの要因として国の財政を圧迫し、見直しが迫られ、国では段階的に普通交付税を縮減する方向で検討しています。

国の支援措置

国では、平成11年7月に「市町村合併特例法」を改正し、市町村合併を推進するために、平成17年3月までに合併したときは、合併後のさまざまな財政面での支援措置（※1）を講じることとしています。また、支援措置を受けるためには、国のシミュレーションでは、平成15年3月頃までに、法律で定められた「合併協議会」を、関係する市町村により設置するための議会の議決が必要とされています。

借入金残高状況 「平成14年度末」

国と地方の借金の合計：約693兆円

うち地方の借金：約195兆円

国民1人あたり換算：500万円以上

※1 国の支援措置

普通交付税の特例

合併することによって経費が節約されることになり、本来は普通交付税の額も少なくなります。特例として10年間は合併前の市町村ごとに算定される額の合計額を下回らないような措置が講じられます。その後は5年間で段階的に縮減されます。

合併特例債【借入金：元利償還金の70%を普通交付税措置】

合併市町村のまちづくりのための建設事業に対する起債

○合併協議会で策定する市町村建設計画【別記1】（6頁参照）に基づく次の施設などの整備

（旧市町村間の道路／橋梁／介護福祉施設／上水道／下水道／庁舎など）

県例示【結びつきパターン】①の場合…**試算限度額**＝約558億2千万円

県例示【結びつきパターン】②の場合…**試算限度額**＝約661億8千万円

合併市町村振興のための基金造成に対する起債

（旧市町村単位の地域振興基金造成／新しい市町村の一体感醸成のための基金造成）

県例示【結びつきパターン】①の場合…**試算限度額**＝約32億3千万円

県例示【結びつきパターン】②の場合…**試算限度額**＝約38億円

合併直後の臨時的経費に係る財政支援措置【5年間均等：普通交付税算定補正】

○行政サービスの一体化経費

（基本計画策定／コンピュータシステム統一化／ネットワーク整備など）

○行政サービス水準の格差是正

県例示【結びつきパターン】①の場合…**試算限度額**＝約15億4千万円

県例示【結びつきパターン】②の場合…**試算限度額**＝約30億円

市町村合併に対する特別交付税措置【3年間】

公共料金の格差是正／新たなまちづくりのための経費などについて、特別交付税で支援する措置。